

吊り天井にかかる建築基準法施行令の一部改正と関係告示等について

■建築基準法の天井脱落に係る規定

- 建築基準法では、天井について、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない旨規定【建築基準法施行令第39条】

■建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化

天井脱落対策に係る基準を定め、建築基準法に基づき、新築建築物等への適合を義務付け（平成25年7月政令公布、同年8月告示公布、ともに平成26年4月施行予定）

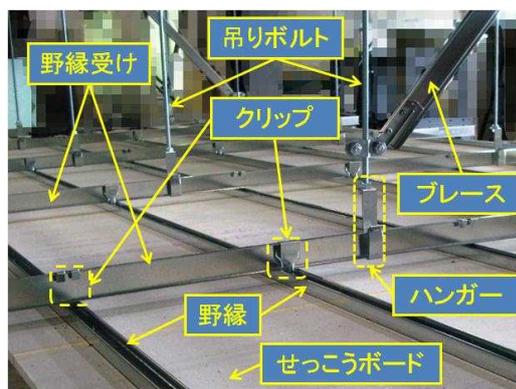
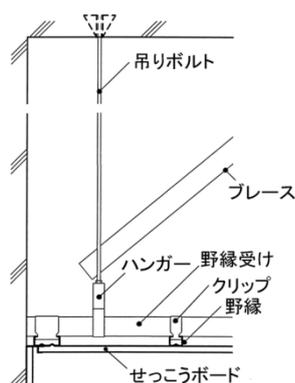
対象： **6m超の高さにある200㎡超の吊り天井**

基準： 吊りボルト等を増やす、接合金物の強度を上げるなど

■天井脱落対策に係る基準の内容

	現 状	基準(仕様ルート)
クリップ、ハンガー等の接合金物	引っ掛け敷等で地震時に滑ったり外れるおそれ	ねじ留め等により緊結
吊りボルト、ブレース等の配置	設計により様々	密に配置 ・吊りボルト 1本/㎡ ・強化したブレース 基準に従って算定される組数
吊り長さ	設計により様々	3m以下で、概ね均一
設計用地震力(水平方向)	実態上、1G程度	最大2. 2G
クリアランス	実態上、明確に設けられていない	原則、6cm以上

■現状の在来工法による天井の構成例



■天井脱落対策に係る既存建築物への対応

- ネットやワイヤの設置の基準について、増改築時に適用できる基準として位置付け
- 防災拠点施設など特に早急に改善すべき建築物*について改修を行政指導
 - * ア. 災害応急対策の実施拠点となる庁舎、**避難場所に指定されている体育館等**の防災拠点施設
 - イ. 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- 定期報告制度の活用による状況把握
- 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の活用による改修費用への支援